

公益社団法人 日本歯科衛生士会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本歯科衛生士会（以下（本会）という。）定款第8条及び会員規程に基づく会費等に関し、必要な事項を定める。

(正会員会費等)

第2条 正会員の会費及び入会金は、次のとおりとする。

一 会 費（年会費） 7,000円

二 入会金 2,000円

2 正会員は、入会時に入会金並びに会費を支払い、以後毎年、会費を支払わなければならない。会費の納入は、原則として、前年度末までに支払う前納制とする。

3 第1項に定める会費及び入会金は、正会員が所属する都道府県歯科衛生士会を通じて、所定の方法により納入するものとする。

4 都道府県歯科衛生士会は、前項の会費及び入会金に納入者名簿を添付し、毎年4月20日までに本会に送金するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、新入会員の会費及び入会金は、随時、入会手続きとともに都道府県歯科衛生士会を通じて本会に納入するものとする。

(学生会員会費等)

第3条 学生会員の年会費は、1,500円とする。

2 前項の会費は、所属する歯科衛生士養成機関等を通じて、支払うものとする。

3 学生会員が、卒業時から引き続き正会員として本会に入会する場合は、前条第1項の入会金を免除することができる。

(第二会員会費等)

第4条 第二会員の会費及び入会金は、次のとおりとする。

一 会 費（年会費） 7,000円

二 入会金 3,000円

2 前項の会費及び入会金は、本会に直接納入するものとする。

(賛助会員会費等)

第5条 賛助会員の会費は、50,000円とし、本会に直接納入するものとする。

2 支払方法等は、「賛助会員申込要領」に定める。

(会費等の使途)

第6条 この規程の第3条、第4条、第5条に定める学生会員、第二会員、賛助会員の会費等については、その50%以上を公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用に充当するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、代議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 2 4 年 4 月 1 日）から施行する。